

## 知事免許変更届出について

### 変更届について

#### 変更届の一般的な注意事項

宅建業者は、免許を受けた後、免許申請書に記載した事項について変更があった場合は、宅建業法第9条により事実発生後30日以内に、免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届出なければなりません。

これは、宅建業の適切な行政指導と監督を行うためのものであり、また、宅地及び建物の購入者等が宅建業の内容を知る資料となっている「宅地建物取引業者名簿」を常に最新のものにしておくため必要なものです。

この変更の届出書の提出先及び提出部数は免許申請書を提出する場合と同様です。

詳細は、各窓口にお問い合わせ下さい。

#### 変更の届出を要さない事項

##### ・事務所の電話番号のみの変更

ただし口頭又はメモ等にて変更を連絡願います

##### ・代表者、法人の役員等の自宅住所

ただし宅地建物取引士登録をしている方は別途宅地建物取引士資格登録簿変更登録が必要です。

##### ・兼業の内容

##### ・法人の資本金

##### ・相談役顧問の氏名、住所、就任日

##### ・株主または出資者の状況

##### ・代表者・法人の役員・政令で定める使用人・専任の宅地建物取引士以外の従事者のみの異動

ただし宅地建物取引士登録をしている方の退職等は、別途宅地建物取引士資格登録簿変更登録が必要です。また従事者の増員に伴う専任の宅地建物取引士の設置については、変更届が必要な場合があります。

##### ・事務所の移動を伴わない使用権原の変更、貸主の変更など

(注)これらについては次回の免許更新申請の際に、その時点の最新データを記入してください。

新規免許申請中の変更届は受け付けできません。

### 変更届の提出書類

□=指定様式    △=官公庁の証明    ○=手元保管、各自作成

	事項	提出書類	添付書類
1	商号又は名称	□変更届出書(第一面) □免許証書換え交付申請書	1 △法人の登記事項証明書(法人のみ) 2 ○免許証(原本)
2	法人の役員就任	□変更届出書	1 □誓約書(免許申請書の添付書類(2)) 2 □略歴書(免許申請書の添付書類(6)) 3 □宅地建物取引業に従事する者の名簿(宅建

		<p>(第一面、第二面)</p> <p><input type="checkbox"/>免許証書換え交付申請書</p> <p>(代表者の場合のみ)</p>	<p>業に従事している場合)</p> <p>(免許申請書の添付書類(8))</p> <p>4△法人の登記事項証明書(就任したことがわかるもの)</p> <p>5△身分証明書</p> <p>6△登記されていないことの証明書</p> <p>7○免許証(原本)(代表者の場合)</p>
3	法人の役員退任	<p><input type="checkbox"/>変更届出書</p> <p>(第一面、第二面)</p>	<p>1△法人の登記事項証明書(退任したことがわかるもの)</p> <p>場合によっては、閉鎖謄本も必要。</p> <p>2□宅地建物取引業に従事する者の名簿</p> <p>(免許申請書の添付書類(8))</p>
4	政令で定める使用人の追加・交代	<p><input type="checkbox"/>変更届出書</p> <p>(第一面、第三面)</p>	<p>1□誓約書(免許申請書の添付書類(2))</p> <p>2□略歴書(免許申請書の添付書類(6))</p> <p>3△身分証明書</p> <p>4△登記されていないことの証明書</p> <p>5□専任の宅地建物取引士設置証明書</p> <p>(免許申請書の添付書類(3))</p> <p>5□宅地建物取引業に従事する者の名簿</p> <p>(免許申請書の添付書類(8))</p>
5	専任の宅地建物取引士の変更、増員	<p><input type="checkbox"/>変更届出書</p> <p>(第一面、第四面)</p> <p>(専任の宅地建物取引士の事務所間の異動の場合は、添付書類4、5は不要)</p>	<p>1□専任の宅地建物取引士設置証明書</p> <p>(免許申請書の添付書類(3))</p> <p>2□略歴書(免許申請書の添付書類(6))</p> <p>3○有効な宅地建物取引士証(両面)のコピー</p> <p>4△身分証明書</p> <p>5△登記されていないことの証明書</p> <p>6□宅地建物取引業に従事する者の名簿</p> <p>(免許申請書の添付書類(8))</p> <p>7□専任の宅地建物取引士確認書類</p> <p>(お知らせ(2)法律・手続関係参照)</p>

6	専任の宅地建物取引士の変更、減員	<input type="checkbox"/> 変更届出書 (第一面、第四面)	1 <input type="checkbox"/> 専任の宅地建物取引士設置証明書 (免許申請書の添付書類(3)) 2 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業に従事する者の名簿 (免許申請書の添付書類(8))
7	主たる事務所・従たる事務所の住居表示の実施	<input type="checkbox"/> 変更届出書 (第一面、第三面) <input type="checkbox"/> 免許証書換え交付申請書 (主たる事務所の場合のみ)	1△法人の登記事項証明書(法人のみ) 2△住居表示実施証明書(個人のみ) 3○免許証(原本)
8	主たる事務所・従たる事務所の移転(号室の変更・増改築含む)	<input type="checkbox"/> 変更届出書 (第一面、第三面) <input type="checkbox"/> 免許証書換え交付申請書 (主たる事務所の移転の場合のみ)	1 <input type="checkbox"/> 事務所を使用する権原に関する書面 (免許申請書の添付書類(5)) 2 <input type="checkbox"/> 事務所付近の地図 3 <input type="checkbox"/> 事務所の写真(カラー写真) ・外部 建物の全景、建物の入り口、事務所の入り口 ・内部 室内全体を見わたしたもので、事務机、ロッカー、応接場所 及び電話機器等の設置状況や業者票、報酬額票の掲示状態がわかるもの。業者票(判読できるもの)。 4○見取り図(他の事業、業務と兼用の事務所の場合等) 5△法人の登記事項証明書(法人の本店移転、登記をした支店移転の場合) 6○免許証原本(主たる事務所の移転の場合のみ)
9	従たる事務所の新設	<input type="checkbox"/> 変更届出書	1 上記4の政令で定める使用人に関する書類 2 上記5の専任の宅地建物取引士に関する書類 3 上記8の従たる事務所に関する書類 4 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業に従事する者の名簿

		(第一面、第三面、第四面)  <input type="checkbox"/> 営業保証金供託済届出書  (保証協会加入者は、不要)	(免許申請書の添付書類(8))  5 営業保証金の供託等を証する書面  ○(1) 営業保証金を供託する業者: 供託書の写し(原本持参)  ○(2) 弁済業務保証金分担金納付書 a.(公社)全国宅地建物取引業保証協会加入業者: 「弁済業務保証金分担金納付書」写し  b.(公社)不動産保証協会加入業者: 「弁済業務保証金分担金納付証明書」  上記(1)または、(2)a.b.のいずれかひとつ
10	従たる事務所の廃止または名称の変更	<input type="checkbox"/> 変更届出書  (第一面、第三面、第四面)	1 <input type="checkbox"/> 宅建業に従事する者の名簿(廃止の場合)  2 <input type="checkbox"/> 専任の宅地建物取引士の設置証明書  3 △法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書、登記をした支店の場合のみ)
11	代表者・法人の役員・政令で定める使用人・専任の宅地建物取引士の氏名の変更	<input type="checkbox"/> 変更届出書  (第一面、第二面、第三面、第四面)  <input type="checkbox"/> 免許証書換え交付申請書  (代表者の場合のみ)	1 △法人の登記事項証明書(法人の役員の場合のみ)  2 △戸籍抄本  3 ○免許証原本(代表者の場合のみ)
	営業保証金の変更	<input type="checkbox"/> 営業保証金供託済届出書	○ 供託書の写し(原本持参)
	免許証の亡失等	<input type="checkbox"/> 再交付申請書	○ 免許証原本(残存している場合)
<p>※ 現免許の申請時や変更届出時に既に「身分証明書」「登記されていない証明書」を提出された、代表者、法人役員、政令で定める使用人、専任の宅地建物取引士については、新たな職に兼務もしくは転任されるときは、2種の証明書は省略可能です。</p>			

※ 免許証書換え交付申請及び免許証再交付申請については手数料が500円必要です。兵庫県収入証紙を申請書に貼付することにより納入してください。

※ 成年被後見人又は被保佐人に該当した場合の提出書類は、兵庫県土地対策室(078-362-3612)へお問い合わせください。契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書が必要となります。